

令和7年6月1日から、労働者を雇用する事業者に対して **労働者への熱中症対策が義務化**されます

近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡事故を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策が義務化されます

※対象となる事業者には、「労働者を雇用する農家や農業法人」も含まれます

万一、熱中症が起こった場合に対応できるように、
事業者には次の対応が義務づけられます

- 早期発見のための体制整備
- 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成

更に、労働者等に上記内容を周知することも義務づけられますので、別添の『「熱中症対応」フロー』に必要事項を記載の上、事務所や休憩場所などに掲示しておきましょう

注意！！

適切に行わなかった場合、罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられます！

今夏も猛暑が予想されています！ 熱中症予防対策を万全に！！

山梨県西部家畜保健衛生所

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018

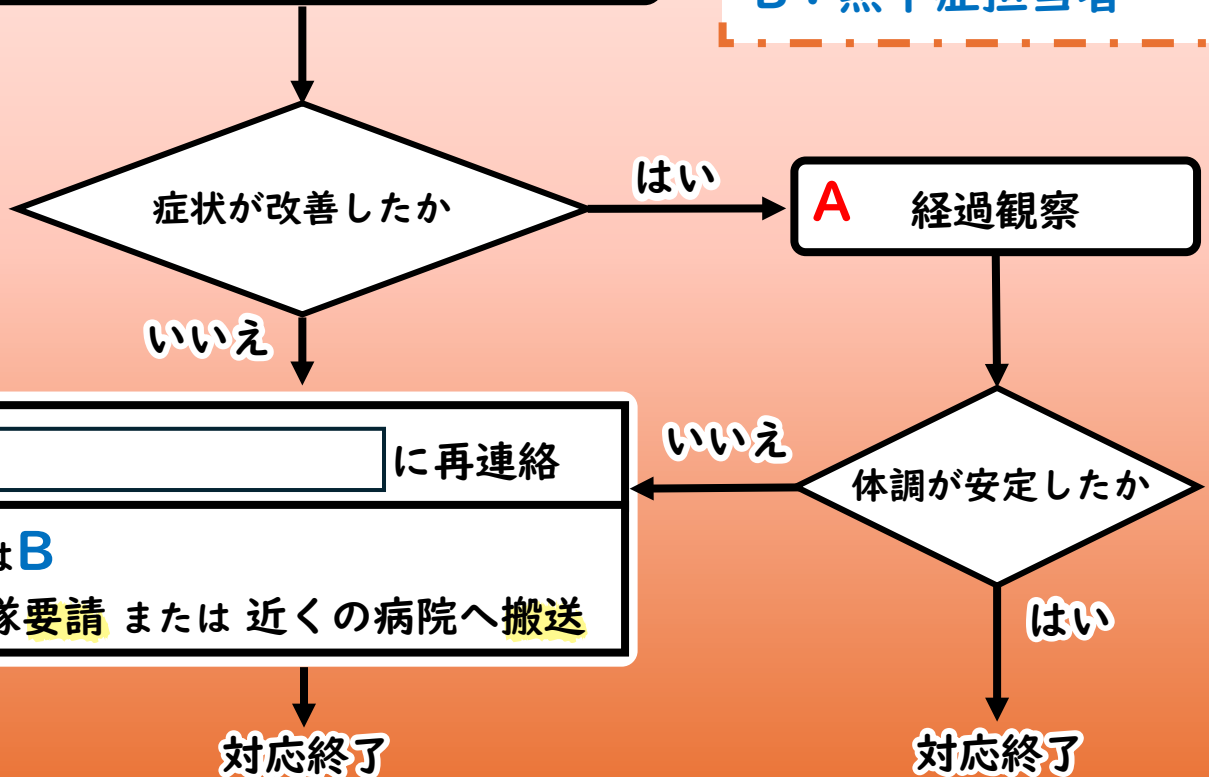
作成日： 年 月 日

作成者：

「熱中症」対応フロー

- A** ・ 熱中症発症または熱中症患者発見
- ・ **B** に連絡
 - ・ 作業を中断して応急処置

A：あなた
(発症者・発見者)
B：熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者：

TEL：

- ・ 上記連絡先に連絡がつかない時は
応急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番!

近くの病院：

住所：

TEL：

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)